

2009.11.30

＝どこでも食品衛生掲示板＝

長野県では、12月1日から
「年末食品一斉取締り」を行います。

長野県では、冬に多発するノロウイルスなどの食中毒を防ぐとともに食品が大量に流通する年末の食品の安全を確保するために、12月1日から12月28日まで「年末食品一斉取締り」を行います。

県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員がスーパーマーケット、菓子製造施設などに立入検査を行い、衛生管理の指導や食品表示の確認を行います。また、店頭からの食品の抜き取り検査を行います。

（年末食品一斉取締りの概要）

1 実施期間

平成21年12月1日（火）から12月28日（月）まで

2 実施機関

県内の10保健福祉事務所（保健所）

3 立入検査の内容

ア 重点対象施設

菓子製造業、旅館、魚介類取扱施設、食肉取扱施設、スーパーマーケット

イ 指導内容等

食品の衛生的な取り扱い方法・食品の適正表示の確認等

4 食品の抜き取り検査の内容

ア 対象食品

菓子、食肉、冷凍食品、生かき等

イ 検査項目

微生物検査（細菌数、大腸菌群数、ウイルス等）

食品添加物（着色料、保存料、発色剤等）、残留農薬検査等

内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁衛生部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口